年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

茨城国民年金 事案 1115

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月及び同年5月

ねんきん特別便を確認したところ、昭和51年4月及び5月について、国 民年金保険料が未納の記録となっていた。

会社を退職したことにより、昭和51年3月5日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失したため、A市区町村役場で国民年金の加入手続を行い、同年3月分の保険料を納付し、その後、厚生年金保険被保険者資格を取得したことから、国民年金被保険者資格の喪失手続をした時点で、申立期間の保険料を納付したと記憶している。

このため、申立期間の保険料が未納の記録となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間である。

また、申立人は、昭和51年6月に厚生年金保険被保険者資格を取得したため、A市区町村役場において国民年金被保険者資格の喪失手続を行ったと主張しているところ、申立期間当時の国民年金被保険者資格喪失手続の事務処理について、A市区町村役場から、通常、喪失手続をした時点で、納付されていない月(4月及び5月)の納付書を発行していた旨の回答が得られたことから、この時点で、申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和53年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月30日から同年10月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支社に 勤務していた期間のうち、昭和53年9月30日から同年10月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和28年にA社に採用され、53年10月1日付けで同社B支社から同社本社に転勤したものであり、途中で退職をしたことはないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人は、A社において、昭和28年4月1日に雇用保険被保険者資格を取得し、平成7年3月31日に離職した旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。また、申立人から提出されたA社の昭和53年分給与所得の源泉徴収票により、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間と近接した時期にA社C支社から同社本社に転勤した者に照会したところ、同社における異動の日付は、一般的に1日付けであった旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B支社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和 53 年8月の記録から、32 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成13年4月1日に解散しているため確認できないが、事業主が資格喪失日を昭和53年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 49 万 9,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社B工場における標準賞与額に係る記録を、49 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険 料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月15日

自分の年金記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた平成 18 年6月支給分の賞与に係る厚生年金保険の記録が抜けているので、 訂正願いたい。

なお、その時の明細書をみると、平成 18 年 5 月 15 日まで勤務していたA社C工場の所属となっている。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、49万9,000円の賞与を支給され、その金額に相当する厚生年金保険料の控除を確認できることから、申立期間に係る標準賞与額については、49万9,000円とすることが妥当である。

また、A社B工場は、申立人の主張どおりの賞与を支給し、その金額に相当する厚生年金保険料を控除しながら、申立期間に係る「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」について、本来、同事業所からD社会保険事務所(当時)に提出されるべきところ、誤って、当該賞与支給日以前の平成18年5月16日に、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同社C工場からE社会保険事務所(当時)に提出されていたことを認めている。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、上記のとおり、事業主は届出をしていないことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく 厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められるこ とから、申立人の申立期間①及び②のA社における標準賞与額に係る記録を 訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を3万1,000円、申立期間②に係る標 準賞与額を3万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月8日

② 平成18年12月8日

A社から、平成 17 年 12 月分賞与及び 18 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成17年12月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年12月分賞与及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、17年12月分賞与(3万1,000円)及び18年12月分賞与(3万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間①に係る標準賞与額(3万1,000円)及び申立期間②に係る標準賞与額(3万4,000円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく 厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められるこ とから、申立人の申立期間①及び②のA社における標準賞与額に係る記録を 訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を40万7,000円、申立期間②に係る標 準賞与額を39万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月8日

② 平成18年12月8日

A社から、平成17年12月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成17年12月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 17 年 12 月分賞与及び 18 年 12 月分賞与支給控除 一覧表により、申立人は、その主張のとおり、17 年 12 月分賞与(40 万7,000円)及び 18 年 12 月分賞与(39 万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間①に係る標準賞与額(40万7,000円)及び申立期間②に係る標準賞与額(39万5,000円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間に係る標準賞与額を27万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月8日

A社から、平成 17 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成17年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、同年同月分賞与(27万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間に係る標準賞与額(27 万 2,000円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく 厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められるこ とから、申立人の申立期間①及び②のA社における標準賞与額に係る記録を 訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を41万6,000円、申立期間②に係る標 準賞与額を42万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月8日

② 平成18年12月8日

A社から、平成 17 年 12 月分賞与及び 18 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成17年12月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 17 年 12 月分賞与及び 18 年 12 月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、17 年 12 月分賞与(41 万 6,000円)及び 18 年 12 月分賞与(42 万 8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間①に係る標準賞与額(41万6,000円)及び申立期間②に係る標準賞与額(42万8,000円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく 厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められるこ とから、申立人の申立期間①及び②のA社における標準賞与額に係る記録を 訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を23万5,000円、申立期間②に係る標 準賞与額を26万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月8日

② 平成18年12月8日

A社から、平成 17 年 12 月分賞与及び 18 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成17年12月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年12月分賞与及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、17年12月分賞与(23万5,000円)及び18年12月分賞与(26万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間①に係る標準賞与額(23万5,000円)及び申立期間②に係る標準賞与額(26万1,000円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく 厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められるこ とから、申立人の申立期間①及び②のA社における標準賞与額に係る記録を 訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を22万8,000円、申立期間②に係る標 準賞与額を29万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月8日

② 平成18年12月8日

A社から、平成 17 年 12 月分賞与及び 18 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成17年12月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 17 年 12 月分賞与及び 18 年 12 月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、17 年 12 月分賞与(22 万 8,000 円)及び 18 年 12 月分賞与(29 万 4,000 円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間①に係る標準賞与額(22万8,000円)及び申立期間②に係る標準賞与額(29万4,000円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間に係る標準賞与額を22万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和54年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から、平成 18 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成 18 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 18 年 12 月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、同年同月分賞与(22 万 4,000 円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間に係る標準賞与額(22 万 4,000円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成 15 年 12 月 25 日については 67 万 8,000 円、16 年 7月 27 日については 58 万 2,000 円、同年 12 月 22 日については 62 万 5,000 円、17 年 7月 27 日については 51 万 3,000 円、同年 12 月 26 日については 40 万 8,000 円、18 年 7月 28 日については 53 万 9,000 円及び同年 12 月 25 日については 49 万 8,000 円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日

- ② 平成16年7月27日
- ③ 平成16年12月22日
- ④ 平成17年7月27日
- ⑤ 平成17年12月26日
- ⑥ 平成 18 年 7 月 28 日
- ⑦ 平成 18 年 12 月 25 日

ねんきん定期便を確認したところ、A社において、平成 15 年 12 月から 18 年 12 月までに支給された賞与 (7月及び 12 月の年 2 回支給) の年金記録が漏れていることが判明した。

しかし、賞与明細書でも分かるとおり、賞与から厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に申立期間の標準賞与額に係る記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 15 年 12 月分、16 年 7 月分、同年 12 月分、17 年 7 月分、同年 12 月分、18 年 7 月分及び同年 12 月分の賞与明細書により、申立人は、申立期間において、42 万 9,000 円ないし 67 万 8,000 円の標準賞

与額に相当する賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、40 万8,000 円ないし67 万8,000 円の標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立て ているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (平成19年法律第131号)に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記 録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の 範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す ることとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日については 67 万 8,000 円、16 年 7 月 27 日については 58 万 2,000 円、同年 12 月 22 日については 62 万 5,000 円、17 年 7 月 27 日については 51 万 3,000 円、同年 12 月 26 日については 40 万 8,000 円、18 年 7 月 28 日については 53 万 9,000 円及び同年 12 月 25 日については 49 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく 厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められるこ とから、申立人の申立期間①及び②のA社における標準賞与額に係る記録を 訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を11万円、申立期間②に係る標準賞与 額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月12日

② 平成18年12月28日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与(11万円)及び18年12月分賞与(20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間①に係る標準賞与額(11万円)及び申立期間②に係る標準賞与額(20万円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城国民年金 事案 1116

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から46年3月まで

年金記録を確認したところ、昭和45年8月から46年3月までの国民年金 保険料の納付事実が確認できないことが判明した。

申立期間については、父が、納税組合を通じて、家族の分と一緒に保険料 を納付していた。

このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納 得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の父が、国民年金の加入手続を行い、納税組合を通じて、保険料を納付していたと主張しているところ、仮に、申立人の主張どおりであれば、申立人の国民年金手帳記号については、申立期間当時の居住地を管轄するA社会保険事務所(当時)において払い出される「*」となるべきである。

しかしながら、申立の国民年金手帳記号については、B社会保険事務所(当時)管内の市区町村に払い出される「*」であることが確認できることから、申立内容に矛盾が認められる。

また、申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、申立人の父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはない と主張しており、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付したことをうか がわせる事情も見当たらない。 加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年1月1日から10年10月1日まで

② 平成10年10月1日から12年1月31日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成8年1月1日から12年1月31日までの期間の標準報酬月額が9万2,000円ないし9万8,000円である旨の回答を受けた。

しかし、申立期間当時、50万円の給与を受け取っていたはずなので、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録では、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、平成10年2月4日付けで、8年1月1日に遡及して訂正され、9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社に係る閉鎖商業登記事項全部証明書により、申立人は、申立期間のうち、平成8年9月30日から10年3月6日までの期間において、同社の代表取締役を務めていたことが確認できるとともに、同年3月6日から12年1月31日までの期間において、同社の取締役を務めていたことが確認できる。

一方、申立人は、自身が代表取締役となっていたことを知らなかったと 主張していたところ、実質的な経営者であったとする父親に、銀行借入の 連帯保証人として取締役及び代表取締役にされたとして、当初の主張を変 えている。

このことについて、申立期間のうち、平成 10 年 3 月 6 日から 12 年 1 月 31 日までの期間において、A社の代表取締役を務めていた申立人の父親に

照会したものの、回答が得られない。

しかし、申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた同僚から、申立人が父親と二人で同社を経営していたことは間違いなく、申立人は経営に関する決定権を有していた旨の証言が得られた上、申立期間の社会保険事務担当者から、当時は社会保険料の滞納があった旨の証言が得られたことから、申立人が、申立人の標準報酬月額をさかのぼって引き下げる届出を行うことで、保険料の滞納を解消したものと考えることが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間②について、オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡及訂正された形跡は無く、事務処理上の不自然さは見られない。

また、平成10年以降の標準報酬月額が9万2,000円である者は、申立人以外に6人おり、このうち1人から、給与が途中で極端に下がったことはなかった旨の証言が得られたことから、申立期間のA社における給与の実支給額とオンライン記録が一致していない事情がうかがえる。

しかし、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における保険料控除額について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から58年10月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた昭和57年8月から58年10月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、申立期間に、A社C店において、勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局からは、A社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

また、B社に照会したところ、当時の資料は残存していないものの、事業主の長男から、申立期間当時、A社C店に勤務していたスタッフについては、正社員として雇用していなかったことを、当時の事業主から聞いたことがあり、このことから、同社同店に勤務していたと主張する申立人については、厚生年金保険料を控除していなかったと考えられる旨の回答が得られた。

さらに、申立人は同僚の名前を3人挙げているところ、全員が、申立期間に係るA社における事業所別被保険者名簿に名前が無い上、オンライン記録により、そのうちの1人は、申立期間に、他の事業所における被保険者資格を有していることが確認できるほか、別の1人は、事業主の妻で、公的年金へ加入していないことが確認できる。

加えて、申立期間当時、A社に勤務していた同僚4人に照会したところ、 3人から回答が得られたものの、全員が申立人を知らないとしている。

また、申立期間に係るA社における事業所別被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された 事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期 間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当 たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。